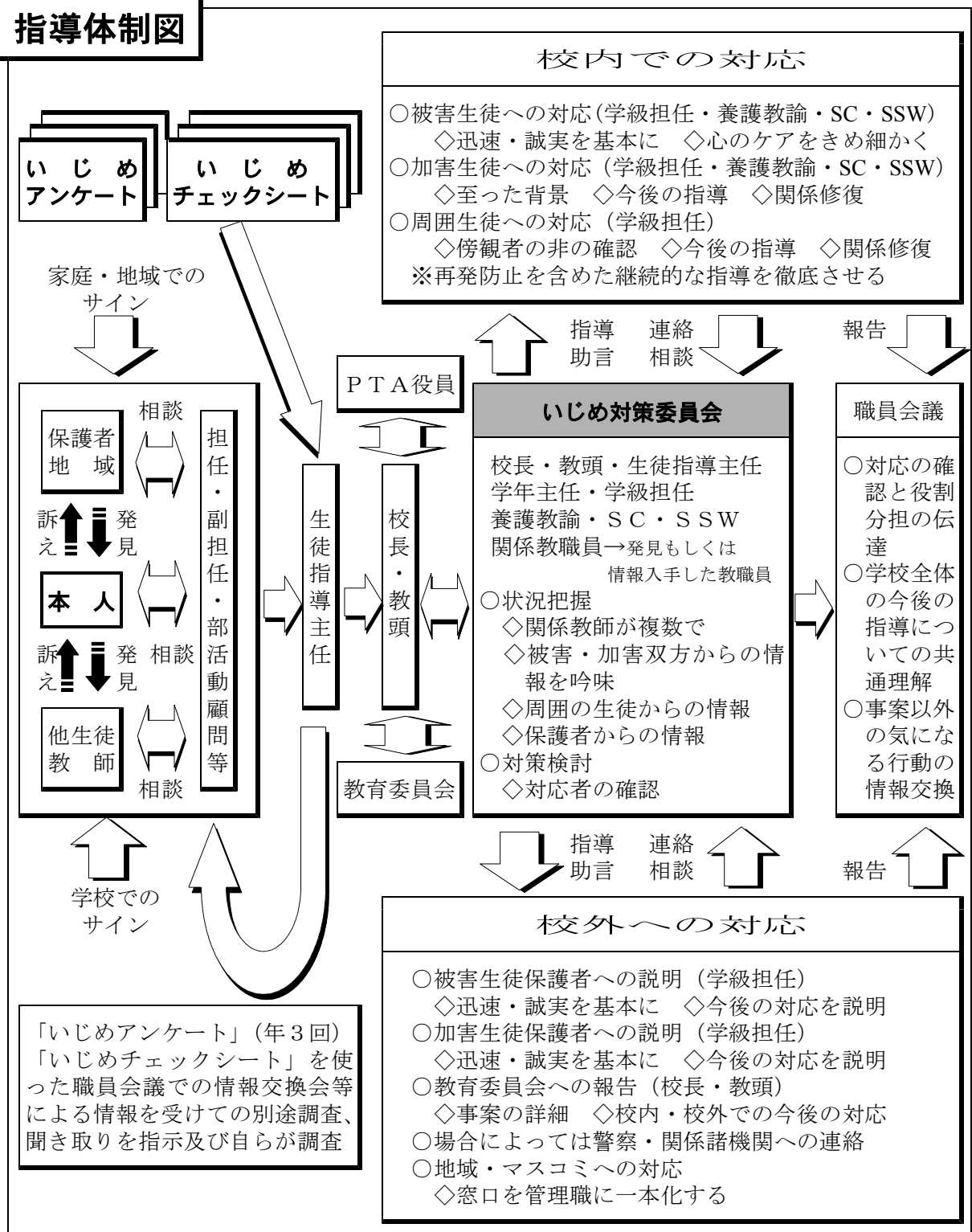


いじめ防止の指導・組織体制

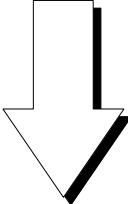
いじめ対策3つの基本

- ☆早期発見・早期対応・・・いじめの小さな兆候を見逃さず、察知した問題に迅速に対応
- ☆組織的対応・・・・・・・・「いじめ対策委員会」を機能させながら組織的な取組を徹底
- ☆関係機関との連携・・・保護者、教育委員会、警察、児童相談所などと連携して指導

指導体制図



(2) 年間指導計画

月	年間指導計画	継続活動	教職員研修	
4月	○仲間づくり (学級) ○家庭訪問	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○職員会議の情報交換会 ◇生徒の様子 ◇いじめチェック表を使っ 使っての確認 ◇気になる生徒の情報 交換 </div>	○第1回研修会 ◇生徒指導方針の確認 ◇取組の確認	
5月	○第1回アンケート ◇アンケート実施 ◇個人面談実施 ○体育大会 ◇小中連携 ◇仲間づくり			
6月	○生徒会の取組 ○情報モラル講演会 ○めりはりウィーク	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○生徒会、PTAの取組 ◇あいさつ運動 ◇家庭での会話 *めりはりウィーク *めりはりセブン *親子人権講演会 </div>		
7月	○小中合同防災訓練 ○人権講演会 ○めりはりセブン			○第2回研修会 ◇1学期の振り返り ◇2学期の準備
8月	○平和学習		○スキルアップ研修	
9月	○職場体験 ○修学旅行			
10月	○人権学習			
11月	○文化祭 ◇仲間づくり ◇リーダー育成 ○めりはりウィーク			
12月	○薬物乱用防止教室 ○第2回アンケート調査 ◇アンケート ◇個人面談 ○めりはりセブン			○第3回研修会 ◇2学期の振り返りと ◇3学期の準備
1月	○始業式			
2月	○めりはりウィーク			
3月	○卒業式 ○終了式 ○めりはりセブン (1～2年生)		○第4回研修会 ◇1年間の振り返り ◇次年度の準備	

4 いじめ防止の実際の行動

(1) いじめの未然防止

①学習指導の充実

- ◇生徒の学校生活の大部分を占めるのが毎日の授業である。これが充実したものでなければ「生徒の心の荒れ」を引き起こし、学級や学校が「いじめを起こしやすい体質」となる。学習規律を確立し、授業三悪（チャイム着席ができない、忘れ物をする、私語をする）を追放し充実した学習指導ができるような環境を整えることが基本である。
- ◇一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ◇教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長させたりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

②特別活動・道徳教育の充実

- ◇中学生として健全な価値観、道徳観を育むことが「いじめ予防」に有効であることは言うまでもない。仲間と連帯・協力することの尊さ、相手を尊重して接する事の大切さなどを扱った読み物や、多くの体験的な学習を経験させたい。
- ◇理屈では分かっているにもかかわらず起きてしまうのもいじめであることから、お互いに相反する価値観のぶつかる読み物で心情を揺さぶるような活動も効果的である。
- ◇日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成したい
- ◇はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ◇学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

③人権教育の充実

- ◇人間の尊厳をおかしてしまう不条理な差別を扱った読み物などに触れさせることにより人権についても深く考えさせたい。特に「遠い昔のこと」ではなく自分たちの日頃の生活に置き換えて考えさせる事にも意を払いたい。

④情報モラル教育の充実

昨今、インターネットや携帯のライン利用によるいわゆる「ネットいじめ」やネット利用に関わる課金のトラブルが問題になっている。生徒の携帯保有率も高くなっており、この問題は市中心部、周辺部に関わらず広がる問題であることから、携帯やインターネットのルールを学習する場を提供し、インターネットの利用について考えさせたい。保護者への啓蒙の観点からも、期末PTAなどの機会に親子で考える場を提供するのも有効である。

下記の「インターネットの6つのルール」の徹底を呼びかけたい。

インターネットの6つのルール

た 他人のIDやパスワードは勝手に利用しない

ね ネットの写真は居場所が分からないように

わるい 悪口は絶対に書かない

し 知らない人に会わない

ぶ 不正請求されたら身近な大人に

がき 課金は家庭でルールを



⑤個人面談の充実

生活アンケートを実施した上で個人面談を実施すると効果的である。いじめ事案があるなしに関わらず、生徒が負担に思っている事やつまづきを感じている事などを聞き出し適切な示唆を与えることにより「不登校」「学校への不適応」などの予防につながる。また普段は声に出して訴えない生徒の思いを聞く事は別の視点で担任がクラスを見る上で有効である。

(2) いじめの早期発見

①「いじめチェックシート」を使った情報交換

年度当初の研修で「いじめられている生徒のサイン」を思いつくままに出し合い、以下のような「いじめチェックシート」を作成し、職員会議における情報交換に利用する。

いじめチェックシート			
チェック日	月 日 曜日	実施時間	職員会議 / 研修 / 職朝
番	場面	いじめの兆候	該当する生徒
1	登下校	カバンを持たされている	
2		朝体調不良を訴える	
3	休み時間	グループが変わる	
4		一人であることが多い	
5		保健室に行くことが多い	
6		職員室によく来る	
7		自分の係の仕事以外をしている	
8		ふざけ合う時に表情が笑ってない	
9	授業中	その子の発言時に雰囲気が変わる	
10		ペアやグループ作成時に避けられる	
11		忘れ物が多くなり成績が下降気味	
12		席替え時に避けられる	
13		机、椅子、教科書などに落書きが目立つ	
14	給食時	配膳した給食を避ける	
15		極端に席を離して座る	
16	その他生活	持ち物が無くなる（隠される）	
17		すれ違う時、よける	
18		元気が無く声が小さい	
19		提出物が接するのを避ける	
20		生活ノートの記述が少なくなる	

②情報収集

- ◇定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集。
- ◇学校の相談窓口（教頭など）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする工夫も大切。
- ◇日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ◇休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ◇養護教諭は保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く
- ◇生徒指導主事は、いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る

③アンケート調査等

- ◇毎学期ごとの「いじめに関するアンケート調査（無記名式）」を実施し、子どもの状況を客観的に把握することが、いじめの早期発見にもつながる。
- ◇生徒指導主事は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等を計画的に進める

④教育相談の実施

- ◇スクールカウンセラーの活用や各種相談機関（24 時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び各市町村福祉関係部署との連携
- ◇個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

⑥保護者・地域との連携

- ◇家庭訪問や電話連絡などで家庭とのつながりを常に保つよう努める。
- ◇きちんと話を傾聴し、常に情報のやりとりが出来る関係を維持しておく。

(3) いじめの早期解決

①情報を集める

- ◇いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ◇児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった時は、真摯に傾聴する
- ◇発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ◇いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う
- ◇教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。また細部にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

②指導・支援体制を組む

- ◇正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

【A】 いじめられた生徒への対応

【B】 いじめた生徒への対応

【C】 生徒集団への対応（学級担任・部活動顧問）

【D】 その保護者への対応

【E】 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

◇ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。

◇児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

◇現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③子供への指導・支援を行う

◇「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

【A】いじめられた生徒への対応

◇いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する

◇いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる

◇いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する

【B】いじめた生徒への対応

◇いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる

◇必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る

◇いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応

◇いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける

◇不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

【C】生徒集団への対応（学級担任・部活動顧問）

◇学級や部活動内等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする

◇いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

◇はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

【D】その保護者への対応

◇家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

◇いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する

◇事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

【E】教育委員会や関係機関等との連携

◇状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく

◇いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う

◇指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

④保護者と連携する